

会長声明

債務整理事件の処理に関する規則制定について

当会は、令和7年5月28日に開催いたしました第101回定時総会において「債務整理事件の処理に関する規則」を制定しました。

本規則は、債務整理事件の処理に関し①司法書士自身による直接面談の原則、②不適切な事件処理の禁止、③報酬の上限規制、④広告の規制などを定め、債務整理手続に関する執務姿勢を明確にし、会則において遵守義務のある規則を制定することで、より実効性を高めた内容としております。

法律専門職による不適切な事件処理や、高額な報酬請求などが行われることはあってはなりません。当会は、本規則を令和7年7月1日から施行し、厳格に運用することで市民の皆様が安心して債務整理について相談をすることができる環境を整備してまいります。

新型コロナウイルスが日本経済に与えた影響は大きく、生活を維持するためにやむを得ず負債を抱えた市民も少なくはありません。

また物価高騰や、非正規雇用の拡大などにより、消費者金融や、クレジットカードローンなどを利用しなければ、生活資金を捻出することができない日本社会の構造的な原因も存しております。このような社会的背景によって多重債務に直面した市民への支援は急務であり、最悪の場合は自死問題などにも発展する非常に重大な問題と認識しています。生活再建に主眼をおいた専門家による適切な対応によって、経済的更生を図ることが重要であると考えております。

生活状況は市民の皆様一人一人異なるものであり、画一的に対応することはできません。我々司法書士は、依頼者一人一人に寄り添い、法律専門職である司法書士が原則として自ら直接面談し、お話を伺い、問題解決に向けてサポートいたします。

当会所属司法書士の債務整理事件処理に関し、ご不安やご不明点などございましたら、当会へご相談ください。

当会は、市民の権利を擁護し、自由かつ公正な社会を実現することが司法書士に課せられた使命であることを、深く自覚し、これからも市民の皆様への負託に応えられるよう、日々活動に取り組んでまいります。

令和7年6月9日

神奈川県司法書士会
会長 坂根 隆志